

公益社団法人高知県建築士会入会金・会費規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人高知県建築士会（以下「士会」という。）の定款の入会金・会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 定款第7条に定める入会金は、次の額とする。

(1) 正会員 3,000円

(2) 準会員 3,000円

(会費の額及び納入方法)

第3条 定款第8条に定める会費の額及び納入方法は、次のとおりとする。

(1) 正会員年額 12,000円（公益社団法人日本建築士会連合会負担金含）

(2) 準会員年額 9,600円

(3) 賛助会員一口年額 5,000円とし、口数は二口以上とする。

2 会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、一ヶ月以上に分納することができる。

附則

1. 平成26年4月1日設立登記から施行